

# 和歌山県立医科大学教育研究開発センター規程

制 定 平成18年4月1日和医大規程第14号  
最終改正 令和4年3月17日和医大規程第104号

## (趣旨)

第1条 この規程は、和歌山県立医科大学組織運営規則（平成18年4月1日和医大規則第4号）第22条の規定に基づき、和歌山県立医科大学教育研究開発センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 センターは、和歌山県立医科大学（以下「本学」という。）における医学・保健看護学・薬学教育の研究、開発及び企画並びに入試制度の研究を行うことにより、本学の医学・保健看護学・薬学教育活動の円滑な推進と不断の改善に寄与することを目的とする。

## (組織)

第3条 センターには、センター長及び副センター長を置く。

2 センター長は、学長が本学の教授のうちから指名する。

3 副センター長は、センター長が指名する医学部、保健看護学部及び薬学部の専任教員をもって充て、その任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

4 副センター長は、センター長の業務を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 センターには、教育研究開発部門、教養教育部門及びIR部門を置き、各部門に部門長及び副部門長を置く。

6 教育研究開発部門長及びIR部門長は、センター長が兼務し、教養教育部門長は、センター長が指名する本学の教養担当専任教授をもって充て、その任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

7 各部門の副部門長は、当該部門長が指名する本学の専任教員をもって充て、その任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

8 各副部門長は、当該部門長の業務を補佐し、部門長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (業務)

第4条 センターにおいては、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 医学・保健看護学・薬学教育システム全般に関わる研究、開発及び企画

(2) 医学・保健看護学・薬学教育の内容・方法及び授業改善（FD）に関わる研究、開発及び企画

(3) 医学・保健看護学・薬学教育のカリキュラムに関わる研究、開発及び企画

(4) 医学・保健看護学・薬学教育の臨床技能教育に関わる研究、開発及び企画

(5) 医学・保健看護学・薬学教育に関わる様々なデータ、情報の収集、管理及び分析並びにこれらの活動を通じ、教育の推進及び改善を図るための研究、開発及び企画

(6) 入試制度の研究

(7) その他センターの目的を達成するため、必要な事項

(教育研究開発部門)

第5条 教育研究開発部門に次の各号に掲げる部会を置く。

- (1) カリキュラム専門部会
- (2) 臨床技能教育部会
- (3) F D部会

2 部会に関し必要な事項は、別に定める。

(教養教育部門)

第6条 教養教育部門の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

(I R部門)

第7条 I R部門の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

(自己評価等)

第8条 センターは、和歌山県立医科大学学則(平成18年和歌山県立医科大学規則第1号)第2条の定めるところにより、センターに係る点検及び評価(以下「自己評価」という。)を行い、その結果を公表する。

2 前項の自己評価については、本学の職員以外を含めた者による検証を受けるよう努めるものとする。

3 第1項の自己評価を行うため、和歌山県立医科大学教育研究開発センター自己評価委員会(以下「自己評価委員会」という。)を置く。

4 自己評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究等の状況の公表)

第9条 センターは、センターの教育研究及び組織運営の状況について、定期的に公表する。

(運営委員会)

第10条 センターに、和歌山県立医科大学教育研究開発センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置き、センターの教育又は研究に関する重要事項を審議させる。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務等)

第11条 センターの庶務は、事務局学生課において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 第3条の規定にかかわらず、令和2年4月1日からの任期については、令和3年3月31日までの1年間とする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。